

電気通信大学学生表彰実施細則

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 3月27日

平成26年11月27日

平成28年 3月23日

平成29年11月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 規程第3条に定める被表彰者の選考は、次の基準による。

(1) 第1号関係

研究活動で特に顕著な成果をあげた学生等とは、次のいずれかに該当する学生等とする。

イ 著名な賞を受賞した学生等

ロ 新聞、学会誌等に掲載され、特に高い評価を得た学生等

ハ 直近12か月程度の期間において国際会議を含む複数の研究発表を行い、特に高い評価を得た学生等

ニ イからハマまでに準じ、表彰に値するものと認められる学生等

(2) 第2号関係

課外活動で特に顕著な成果をあげた学生等とは、次のいずれかに該当する学生等とする。

① 体育系活動

イ 国際的規模の競技会に出場した学生等

ロ 全国的規模（理工系大学のみ）の競技会において、第3位以上の成績を収めた又はそれに相当する賞を受賞した学生等

ハ 関東甲信越地区以上の規模の競技会において、第2位以上の成績を収めた又はそれに相当する賞を受賞した学生等

ニ 理工系大学の全国競技会又は関東地区の競技会において優勝した学生等

ホ その他イからニまでに準ずる成績を収めたものと認められる学生等

② 文化系課外活動

イ 国際的規模の展示会等に出品、出演又は出場した学生等

ロ 全国的規模（理工系大学のみ）の展示会等において、第3位以上の賞又はそれに相当する賞を受賞した学生等

ハ 関東甲信越地区以上の規模の展示会等において、第2位以上の賞又はそれに相当する賞を受賞した学生等

ニ 理工系大学の全国展示会等又は関東地区の展示会等において、最優秀に該当する賞を受賞した学生等

ホ その他イからニまでに準ずる成績を収めたものと認められる学生等

(3) 第3号関係

社会活動で特に顕著な功績があった学生等とは、次のいずれかに該当する学生等とする。

イ 学生等の社会活動が新聞、雑誌等に掲載され、特に高い評価を受けた学生等

ロ 学生等の社会活動が、公共団体等から表彰を受ける等、特に高い評価を受けた学生等

ハ ボランティア活動又はイベント運営に積極的に参加し、社会貢献として認められる活動をした学生等

ニ 学生等の活動がイからハまでに準じ、表彰に値するものと認められる学生等

(4) 第4号関係

学長が特に表彰に値すると認める学生等とは、次のいずれかに該当する学生等（学域の学生等に限る。）とする。

① 学習面におけるもの

イ 学業成績

(イ) 2年次及び3年次終了時の成績評価並びに卒業時の成績評価で特に成績優秀と各類において認めた学生

(ロ) 各授業科目で特に成績優秀と授業担当教員が認めた学生

(ハ) 成績向上が顕著な学生

ロ 受講態度

講義、演習、実験、実技、レポート等の取組み方が良く、他の模範となる学生

ハ 自宅学習

資格を取得する等、自己啓発に精励した学生

② 学生生活面におけるもの

イ 課外活動

(イ) 学友会活動、学生行事等で特に貢献のあった学生等

(ロ) 4年間を通じてクラブに在籍し、そのクラブに特に貢献のあった学生

ロ 生活全般

(イ) 本学学生として模範的行為のあった学生等

(ロ) 学生生活において、本学の名誉を高めた学生等

(ハ) 心身・環境等の悪条件に打ち勝ち成業した学生

③ その他学長が特に表彰に値すると認める学生等

(推薦方法)

第3条 推薦の対象者、推薦者、審査対象期間、推薦の締切及びその他推薦に関して必要な事項は、その都度定めるものとする。

(再表彰)

第4条 表彰を行う事由が異なる場合は、同一の学生等に対して複数回の表彰を行うことができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、既に表彰された事由であっても新たな成果・功績等が認められた場合は、複数回の表彰を行うことができるものとする。

(表彰の辞退)

第5条 被表彰者が、表彰を辞退する場合は、速やかに学長に申し出るものとする。

(表彰状)

第6条 表彰状の文面は、表彰の内容に応じその都度決定するものとする。

(公表)

第7条 公表は、本学が発行する広報誌等に掲載するとともに、学内学生掲示板に掲示することにより行うものとする。

附 則

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

1 この細目は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日以前から在籍する学生及びそれに準ずる者の被表彰者の選考については、なお従前の例による。

附 則

この細目は、平成29年11月22日から施行する。